

船舶事故等調査報告書

平成22年7月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |                       |
|----------------------------------|---|-----------------------|
| 事故等番号                            | 2010神第46号   |                       |
| 事故等種類                            | 衝突  |                       |
| 発生日時                             | 平成21年8月30日（日） 15時05分ごろ  |                       |
| 発生場所                             | 兵庫県阪神港神戸区第4区須磨の浦 神戸須磨西防波堤灯台から真方位274° 1,300m付近<br>(概位 北緯34° 38.4′ 東経135° 07.0′)  |                       |
| 事故等調査の経過                         | 平成22年3月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |                       |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | A 水上オートバイ フェアリー、長さ2.89m<br>260-458915兵庫、個人所有<br>B ゴムボート 直径約3mの円形、個人所有<br>C ウインドサーフィン 船名なし、長さ2.95m<br>個人所有   |                       |
| 乗組員等に関する情報                       | A 船長、特殊小型船舶操縦士<br>C ウインドサーファー   |                       |
| 死傷者等                             | A なし<br>B なし<br>C ウインドサーファー 右膝関節き裂骨折  |                       |
| 損傷                               | なし  |                       |
| 事故等の経過                           | <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、2人が搭乗するBゴムボートをえい航し、兵庫県神戸市須磨の浦沖を時速約10km/hで北進中、多数のウインドサーフィンを認めて停止し、ウインドサーフィンが少なくなるのを待った。</p> <p>船長Aは、左舷方に東進するCウインドサーフィンを認めたが、えい航しているBゴムボートとCウインドサーフィンが最接近しても約20mの船間距離を保てると考え、砂浜に向けて約10km/hの速力で北進したところ、強まった北北西風を受けたCウインドサーフィンの速力が増し、平成21年8月30日15時05分ごろ、Bゴムボート前面部とCウインドサーフィンのボードの右側が衝突した。</p> <p>Cウインドサーフィンは、約10km/hの速力で帆走して東進中、適切な見張りを行っていなかったため、A船がえい航するBゴムボートを避けることができず、Cウインドサーフィンのボードが衝突した。</p> <p>負傷したウインドサーファーCは、救急車により病院に搬送された。</p> |                       |
| 気象・海象                            | <p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 5、視程 約25km</p> <p>海象：波 小波 潮汐 上げ潮中央期</p>   |                       |
| 分析                               | 乗組員等の関与   | あり                    |
|                                  | 船体・機関等の関与   | なし                    |
|                                  | 気象・海象の関与  | あり                    |
|                                  | 判明した事項の解析   | A船は、須磨の浦沖においてBゴムボートをえ |

|    |   |
|----|---|
|    | <p>い航して北進中、Cウインドサーフィンが東進してBゴムボートに接近したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船がえい航しているBゴムボートと接近するCウインドサーフィンとの船間距離の確認を適切に行わずに航行したものと考えられる。</p> <p>Cウインドサーフィンは、適切な見張りを行わずに帆走したものと考えられる。</p>  |
| 原因 | <p>本事故は、須磨の浦沖において、A船がBゴムボートをえい航して北進中、Cウインドサーフィンが帆走して東進中、A船が多数のウインドサーフィンを認めて停止し、ウインドサーフィンが少なくなるのを待って発進する際、A船がえい航しているBゴムボートと接近するCウインドサーフィンとの船間距離の確認を適切に行わずに航行し、また、Cウインドサーフィンが適切な見張りを行わなかったため、BゴムボートとCウインドサーフィンが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> |